

◎青少年のための環境浄化に関する 条例施行規則

昭和三十五年二月一日	規則第二号
改正 平成六年三月三十一日	規則第四十一号
平成八年十二月十三日	規則第八十一号
平成十二年三月二十八日	規則第五十一号
平成十七年三月四日	規則第四号
平成十九年三月十九日	規則第十七号

(趣旨)

第一条 この規則は、青少年のための環境浄化に関する条例（昭和五十四年岩手県条例第三十五号。以下「条例」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

（条例第十条第二項の図画又は写真で規則で定めるもの）
第二条 条例第十条第二項第一号の図画又は写真で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (一) 全裸又はこれに近い状態で陰部の全部又は一部を描写し、又は写しているもの（ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）
 - (二) 全裸又はこれに近い状態で座り、又は横たわり大腿部を開いた女子の陰部の全部又は一部を描写し、又は写しているもの（ぼかし、塗りつぶし、又は覆っているものを含む。）
- 2 条例第十条第二項第二号又は第三号の図画又は写真で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する内容のものとする。

- (一) 男女の性交又はこれに類する男女間の愛撫等の性行為
 - (二) 同性間の性行為
 - (三) 緊縛の姿態
 - (四) ごうかんその他の陵辱行為
 - (五) 排泄の姿態
 - (六) 自慰の姿態
- 追加〔平成四年規則十六号〕
（指定図書類及び指定テープ類の陳列方法）

第三条 条例第十条第五項（条例第十条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による区分して陳列する方法は、次の各号のいずれかに該当する方法によるものとする。
(一) 間仕切り等により仕切られ、内部を容易に見通すことができない措置が講じられた場所にまともて陳列すること。
(二) 棚板の前面から二十センチメートル以上張り出した仕切り

板（透視できない材質のものに限る。以下同じ。）を設け、当該仕切り板と仕切り板との間にまともて陳列すること。

- (三) 他の図書類又はテープ類を陳列する棚から六十センチメートル以上離れた位置にある棚にまともて陳列すること。
 - (四) 床面からの高さが百五十センチメートル以上の位置に、背表紙のみが見えるようにし、かつ、まともて陳列すること。
 - (五) 指定図書類をビニール包装、ひもかけその他の方法により容易に閲覧することができない状態にして陳列すること（前各号に掲げる方法を講ずることが困難な場合に限る。）。
- 追加〔平成十九年規則十七号〕

（指定図書類又は指定テープ類の陳列場所の掲示）
第四条 条例第十条第六項（条例第十条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による表示は、様式第一号により行わなければならない。

追加〔平成四年規則十六号〕、一部改正〔平成十九年規則十七号〕
（条例第十条の二第二項の場面）
第五条 条例第十条の二第二項第一号の場面で規則で定めるものは、第二項第一号各号のいずれかに該当するものとする。

2 条例第十条の二第二項第二号又は第三号の場面で規則で定めるものは、第二項第二号各号のいずれかに該当するものとする。
追加〔平成八年規則八十一号〕、一部改正〔平成十九年規則十七号〕
（条例第十条の三第二項第三号の物品）
第六条 条例第十条の三第二項第三号の物品で規則で定める形状、構造又は機能を有するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (一) 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有するもの
 - (二) 性器を包み込み、又は性器に挿入することができる構造を有し、かつ、電動式振動機を内蔵し、又は装着することができる構造を有するもの
 - (三) 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させ、人形となるものを含む。）
- 追加〔平成八年規則八十一号〕、一部改正〔平成十九年規則十七号〕
（自動販売機等の設置の届出等）
第七条 条例第十二条第一項第四号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (一) 自動販売機等業者、自動販売機等を設置する場所の提供者及び自動販売機等管理者の連絡先の電話番号
 - (二) 自動販売機等により販売し、又は貸し付ける図書類等の種類
 - (三) 自動販売機等の設置予定年月日
- 2 条例第十二条第一項の規定による届出は、自動販売機等設置届出書（様式第二号）により行わなければならない。
3 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

ばならない。

- (一) 自動販売機等業者の住民票の写し（県外に住所を有する者に限る。）（法人にあつては、登記事項証明書）
- (二) 自動販売機等を設置する場所の付近の見取図
- (三) 自動販売機等を設置する場所の提供者が当該自動販売機等の設置を承諾していることを証する書類
- (四) 自動販売機等管理者の住民票の写し（県外に住所を有する者に限る。）（法人にあつては、登記事項証明書）
- (五) 自動販売機等管理者が当該自動販売機等の管理を承諾していることを証する書類

4 条例第十二条第二項の規定による届出は、自動販売機等届出事項変更（使用廃止）届出書（様式第三号）により行わなければならない。

5 前項の届出書（変更届に限る。）には、第三項各号に掲げる書類及び図面のうち変更のあつた事項に関する書類及び図面を添付しなければならない。

6 条例第十二条第三項の規定による表示は、様式第四号により行わなければならない。
一部改正〔平成四年規則十六号・八年八十一号・十九年十七号〕
（深夜における施設への入場を禁止する旨の掲示）
第八条 条例第十七条の二第二項の規定による掲示は、様式第五号により行わなければならない。
追加〔平成十九年規則十七号〕

附則

- この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。
- 附則（平成四年二月二十八日規則第十六号）
この規則は、平成四年五月七日から施行する。
- 附則（平成六年三月三十一日規則第四十一号）
1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の青少年のための環境浄化に関する条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する届出書について適用し、施行日前に提出した届出書については、なお従前の例による。
- 附則（平成八年十二月十三日規則第八十一号）
この規則は、平成九年二月一日から施行する。
- 附則（平成十二年三月二十八日規則第五十一号抄）
この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
- 附則（平成十七年三月四日規則第四号）
この規則は、平成十七年三月七日から施行する。
- 附則（平成十九年三月十九日規則第十七号）
この規則は、平成十九年十月一日から施行する。